)かも今日地元高岡においては、この創設の頃の代表者二名

高岡鋳物師の北陸惣代役について

はじめに

国釜屋所』の中に見える『高岡銅器史』で、真継家文書の寛永一八年(一六四一)付け『諸がここで鋳造されている。養田実氏はこの高岡の鋳物師に関係して富山県高岡市は日本の鋳物業を代表する土地で、梵鐘などの多く

信田

北国惣代

大工北野源右衛門藤原国光越中国 矢木田三郎右衛門藤原家重

御倉下知状有り仁安御綸旨御本紙

という部分に着目し、

ある。 帳の高岡の項に登録されている筆頭であり、しかも北国惣代で帳の高岡の項に登録されている筆頭であり、しかも北国惣代でこの鋳物師矢木田三郎右衛門藤原家重は前述の通り真継家台

とは重大な問題と言うべきであろう。おり、しかも前者は北国惣代であり後者は大工であるということ北野源右衛門藤原国光の二人だけが鋳物師として登録されてと北野源右衛門藤原国光の二人だけが鋳物師として登録されているは一人も出ていないで、この矢木田三郎右衛門藤原家重師の名は一人も出ていないで、この矢木田三郎右衛門藤原家重師の名は一人も出ていないで、この矢木田三郎右衛門藤原家重には一人の鋳物高岡開町以来三十年も経った時代の真継家文書に七人の鋳物

のである。(中略) が二人とも消え去ってしまい、その片鱗さえも現われてこない

笹

本

正

治

かも矢木田が北国惣代なのである。(中略)も真継家台帳の高岡鋳物師は、前述のように矢木田であり、しる資格を有する者が居なかったものか。後代寛永年間に至っては、真継家台帳に登録されるような藤原朝臣御鋳物師を名乗れ西部金谷から移住したといわれる金森、喜多などの七人衆に西部金谷から移住したといわれる金森、喜多などの七人衆に

此の高岡ばかりでなく北国を代表する矢木田三郎右衛門藤原此の高岡ばかりでなく北国を代表する矢木田三郎右衛門藤原此の高岡ばかりでなく北国を代表する矢木田三郎右衛門藤原此の高岡ばかりでなく北国を代表する矢木田三郎右衛門藤原山の高

右衛門は、どのような人物かと問題提起をした。というように、高岡鋳物師の出発点をなしたともいえる矢木田三郎

そして次のように一応の結論付けをした。

と改姓した。これが中心人物で、矢木田は京都かどこかに居た必要として申請した。その許可を得て北野は高岡に移って藤田取れそうな北野源右衛門がいて、先に金屋に移った七人が彼を一応假りにまとめるとすれば、大工源右衛門という相当資格の

が名義を借りて、北国惣代になった。これで発足したが、宝永が名義を借りて、北国惣代になった。こうした課題は、近世関係はどのようなものであったのだろうか。まだ検討を要することである。寛永一八年(一六四一)に矢木田氏は果たして実在したのか、たれとも本当はいなかったのか、から始まって問題は尽きない。特をれとも本当はいなかったのか、から始まって問題は尽きない。特に矢木田氏で注目されるのは「北国惣代」という肩書きである。この肩書きはどんな意味を持っていたのか、また真継家と矢木田氏のの肩書きはどんな意味を持っていたのか、また真継家と矢木田氏のの肩書きはどんな意味を持っていたのか、また検討を要することである。とが名義を借りて、北国惣代になった。これで発足したが、宝永が名義を借りて、北国惣代になった。これで発足したが、宝永が名義を借りて、北国惣代になった。これで発足したが、宝永が名義を借りて、北国惣代になった。これで発足したが、宝永の頃にはいる。

た。 全国の鋳物師を支配したとされる真継家との関わりではないだろう い。このように歴史をわかりにくくしている要因の一つが、近世に る研究も多い。にもかかわらず、その歴史については不明な点が多 高岡は日本を代表する鋳物産地であるだけに、その歴史にかかわ

配の性格を解く鍵を秘めているように思われる。高岡鋳物師と真継家との関係だけにとどまらず、真継家の鋳物師支継家の関係の一端も明らかにできるだろう。そしてこの問題は単にの関係に注目して考察を加えたい。これによって地方の鋳物師と真いわれる高岡鋳物師の北国惣代という役割について、特に真継家といわれる高岡鋳物師の北国惣代という役割について、特に真継家と

註

2 同右二九五頁

3

造」近藤出版社・一九八六に収録)造」近藤出版社・一九八六に収録)造」近藤出版社・一九八三)、中川弘泰「越中の鋳物師」(『近世鋳物師社会の構喜多万右衛門『鋳物の年輪―髙岡鋳物師史料解説―』(釜万鋳工株式喜多万右衛門『鋳物の年輪―髙岡鋳物師史料解説―』(釜万鋳工株式事」(『信州大学教育学部研究論集』第一六号・一九六五)、可西泰三争」(『信州大学教育学部研究論集』第一六号・一九六五)、可西泰三争」(『信州大学教育学部研究論集』(私家版・一九五四)、和田一郎『高岡飛見丈繁編『高岡鋳物史話』(私家版・一九五四)、和田一郎『高岡飛見丈繁編『高岡鋳物史話』(私家版・一九五四)、和田一郎『高岡

真継文書などからの関係文献

受領之面々」がある。それには次の記載がある。 受領之面々」がある。それには次の記載がある。 という史料は残っていない。 養田氏が見たという寛永一八年(一六四一)付けの『諸国釜屋は、養田氏が見たという寛永一八年(一六四一)付けの『諸国釜屋は、養田氏が見たという寛永一八年(一六四一)付けの『諸国釜屋は、養田氏が見たという寛永一八年(一六四一)付けの『諸国釜屋に、「廻国免許下知 御蔵民部少輔元弘元和年中 御公用被仰付候に、「廻国免許下知 御蔵民部少輔元弘元和年中 御公用被仰付候のことに、

大工 矢木田三郎右衛門尉藤原家重

越中高岡

北国惣代

北野弥右衛門藤原国光

仁安御綸旨御本紙御蔵下知状

山本五郎左衛門藤原家種河辺助兵衛藤原家政

御蔵下知状有

同富崎

増田九郎左衛門尉藤原家春

太郎右衛門衛藤原家次

天福御綸旨本紙御蔵下知状有

この記録が何をもとにして書かれたのか不明で、しかもこの帳簿

かのぼると思われる史料の確認をしている。この中で越中に関わる 真継家と関係を持っていたことになる。 とすれば、矢木田三郎右衛門は元和年中(一六一五~二四)に既に 少なくともこのような情報を得ていたことは疑いない。これが事実 自体は近世の新しいものであるが、近世中期以降に真継家の側で、 近世中期以降に書かれた『調備志』と題される帳簿は、中世にさ

仁安二

部分のみを取り上げると、

仲間中

増田九郎左衛門

同 太郎右衛門

下知状并旧書

増田九郎左衛門

同 太郎右衛門

年貢催促状 長井治右衛門

御綸旨

仁安 高岡 矢木田三郎右衛門

越中

下知状 富山

下知状

北野弥右衛門

川辺助兵衛 山本五郎左衛門

富崎 増田九郎左衛門

天福

太郎右衛門

仁安二

矢木田

高岡

北の

増田両人

覚』から、越中の部分だけを取り出してみよう。 り先に出来、かつ真継家が最も頻繁に用いていたと思われる『旧書 である。そして、これは前掲の史料より情報量が多くなっている。 蔵の家から出された先書)を持つ特別な家として記載されているの ものの、矢木田三郎右衛門と北野弥右衛門が、旧書(中世以前に御 次に同じように近世の中期以降に書かれた帳簿で、『調備志』よ つまり、ここには養田氏が指摘された北国惣代という言葉はない

射水郡高岡

釜屋所

仁安二宝永二十一二日 喜多万右衛門

金森弥右衛門

北国頭役之下知状

彦兵衛

権兵衛 久右衛門

孫左衛門

清兵衛 源兵衛

弥兵衛 五郎右衛門

砺波郡西部

何 レモ休職ノ由文化二八月 釜屋屋兵衛

髙岡ョリ届書来ル 藤吉郎

彦作

宇平 九左衛門

太郎右衛門

同郡西保

同 小野次郎右衛門 三郎右衛門

与次兵衛

金屋市助

当時断絶之由

婦負郡富崎村

同郡高宮

御退位廻状 [] 留守居通達有之也 京

新川郡富山金屋

川部与右衛門

惣仲ヶ間中

砺波郡福野村

再興ノ願寛政七卯三ノ十八日御許容清吉弟 永井清吉

病身:付親族之由同郡内苗加村川辺次郎右衛門へ

同郡相木村

長井権兵衛

新川都富山上金屋

越中目」に任じた口宣案があったようである。この名前は「大工北兵衛の家には天正一二年(一五八二)九月に、彼を「藤原朝臣国友 とが接触を持っていたことはほぼ確実である。 髙岡鋳物師の前身にあたる西部金屋(髙岡市)の鋳物師と、真継家 つながりがあるかもしれない。ともかくこのことから、戦国時代に 野源右衛門藤原国光」と「国」という共通性をもつので、何らかの もしくは真継久直か康綱あたりが出した文書と推察される。金森弥 たと考えられる。また、下知状というのも真継家の前身の新見家、 現在も高岡市金屋本町が所蔵しているが、この仁安の牒は仁安二年にれらの史料に見える仁安二年(一六七)一一月の蔵人所牒は、 れている。ここで髙岡鋳物師の肩書は「北国頭役」となっている。 加えたもので、越中の記載は文化二年(一八〇五)まで付け加えら 書を前提にしながら鋳物師を確認し、その動静について次々に書き に書かれたのではなく、真継家が戦国時代ぐらいに偽作して配布し 内部に記載されている記事でもわかるように、この帳簿は古い文

この当時に鋳物師職許状は出されてはいないことから、事実は疑わ する文書はない。 しているのであろうか、この点不明である。実際の喜多家には該当 しい。後者については、宝永二年に高岡鋳物師惣中に出た文書を指 の北国頭役任命書があったという。天正五年の許状についてはまだ 月九日付けの鋳物師職許状、宝永二年(一七〇五)一一月二日付け ら確認した中では、喜多万右衛門氏の家に天正五年(一五七七)二 ところで、髙岡鋳物師に関係して私がこれまで様々な文献などか

註

1 略について」(信州大学人文学部「人文科学論集」二四号・一九九〇) 師史料」(法政大学出版局・一九八二)、および拙稿「真継家文書の概 を参照してほしい。 真継家文書については、名古屋大学文学部国史研究室編『中世鋳物

- **『髙岡銅器史』口絵三頁**
- 四巻・平凡社・一九七五、この論文は氏の著書『日本中世の非農業民 と天皇』岩波書店・一九八四に収録) 網野善彦「偽文書について―その成立と効果―」(『書の日本史』第
- 九八七) 村内政雄「由緒鋳物師人名録」(『東京国立博物館紀要』第八号・一

北国頭役について

に北国頭役を申し付けた。真継家にはこの文書の写などは伝わって いないが、飛見丈繁氏は次の写を示している。 宝永二年(一七〇五)一一月二日に、真継珍弘は高岡鋳物師惣中

申渡下知状之事

付置候処、弥以商売之儀念入、並に新釜屋出来無之吟味可仕候 越中国射水郡高岡町之鋳物師中、従先規北国筋の鋳物師頭役申(ドド) 仍而下知状如件

宝永二年十一月二日

越中射水郡高岡町鋳物師御中(1)從五位上御蔵真継刑部少輔紀珍弘判

以前よりこの役は髙岡鋳物師全体に課せられていたことになる。後 この文書は真継家文書に残る『諸国許状留一 事実とすると「従先規北国筋の鋳物師頭役」とあることから、 珍弘」の中にはな

> る。それなのに、「髙岡鋳物師御中」と集団がその宛名になってい 述のようにこのような役割は、普通特定の家か個人が負りものであ ることは問題となろう。

体はこの両人になり、頭役を負ったのも二人の可能性が高い。 物師職許状がある。このことからすると、高岡鋳物師のこの時の主 仁安の牒を拝見したがこの後もその家を再興するようにという、鋳 宮内大丞(珍弘)から越中髙岡鋳物師惣代利兵衛と十兵衛にあてた、 ちなみに、高岡鋳物師の中心をなした家の一つである喜多家には、 飛見丈繁氏の所蔵する文書の中には宝永二年一二月二日に、御蔵 為當年貢催促使者下向候、任先例員数可致其沙汰之状、如件

慶長七年三月 日

えられる。 性が大きいので、久直の時期に両者が接触していたことも十分に考 がある。この印が捺された文書は真継久直によって配布された可能 璽」の朱印が捺された仁安二年(一一六七)——月付けの蔵人所牒 とが接触を持っていたことが知られる。高岡金屋町には「天皇御 おり、真継康綱の時代に当時西部金屋に住んでいた喜多家と真継家 という文書がある。同文の文書が慶長一二年(一六〇七)にも出て 御蔵源太夫(花押)

また、喜多家には次の文書もある。 當年貢料之事、催促以前任累代之先規致献上之条、神妙至也

仍富貴可繁栄之状、如件

宝永弐年十二月二日

従五位下

御蔵宮内大丞紀珍弘

越中高岡

語るものだろう。 文書が与えられていることは、髙岡における喜多家の特別な地位を ない。利兵衛と十兵衛あてに同日に文書が出ていながら、別にこの この文譽が、先の康綱の文書を前提にして出されていることは疑い

期から連絡を取っていたことは注目される。 髙岡に来る以前から真継家と接触をもち、珍弘の代にも大変早い時 蔵真継」や「珍弘」の朱印も捺されていない。ともかく、喜多家が そしてこれには正徳四年からの鋳物師職許状には捺されている「御 にと判物を出した。喜多家の文書はこの帳簿のなかには採録されて 尉へ、仁安の牒を拝覧したので、以後職業に励み家を再興するよう ついで、元禄九年(一六九六)二月に美作国津山の鋳物師与右衛門 二月一七日に越前国五分一村(福井県武生市)に年頁の催促をした。 いないが、珍弘のきわめて初期の鋳物師にあてた文書だといえる。 『諸国許状留一 珍弘』によると、珍弘は貞享五年(一六八八)

に次の許状がある。 話を北国惣代に戻そう。真継家文書中の『諸国許状留一

越中国福野村鋳物師和泉少掾藤原信成弟源兵衛儀、

早々言上可仕者也、依如件; 前国、右三ヶ国ニ而釜致商売不有相違者也、

禁裏諸司従五位上蔵人方御蔵真継刑部少輔珍弘判

正徳四甲午年十二月七日

越中国砺波郡福野村

鋳物師和泉少掾弟

この文書はこの記録の中で九番目に古く、近世中期に真継家の鋳

れる。 及んでいたという事実で、これらの地域が一つの経済的なまとまり 中にも残っている(AI―22、番号は真継家文書の仮整理番号)。つ 注目されることは、源兵衛の活動域が越中・加賀・越前の三ヶ国に とである。能登には有名な中居鋳物師が古くから存在しており、そ(5) 加賀・越前ということになる。注目されるのは能登が消えているこ まり、この文譽を前提にして考えるならば、北国筋の実態は越中・ をなしていた可能性を示す。なおこの文書の写は現在真継家文書の 物師支配を再興した珍弘の出した文書としても比較的早い。ここで の商圏に新興の高岡鋳物師などは到底食い込めなかったためと思わ

郡高岡金屋町鋳物師一統旧書を掲ク」には、次のような記載がある ところが、東京国立博物館所蔵の『由緒鋳物師人名録』の「射水

〇仁安二年御牒本紙

〇天福元年十一月御紋写

〇文治五年将軍家下知状

○慶長年中奉書二通

〇天正年中請印

〇宝永年中綸旨改書

○同年北陸道七ヶ国頭役

若於異乱有之雖者、

加賀国并越

〇正徳年中同

〇享保二十年書

○宝暦年中書

〇明和年中同

○寛政年中同

〇座法写

○灯籠之御書

〇同年内侍所参内済之書

〇文政六年ョリ文久二年迄許状百壱通

○寛政三年壱明和七年壱通

ş

高岡金屋町鋳物師中ノ所持也(6)

大きく拡大されたことを示す。 大きく拡大されたことを示す。 この史料は明治一二年(一八七九)に写されたもので、近世との史料は明治一二年(一八七九)に写されたもので、近世との史料は明治一二年(一八七九)に写されたもので、近世との史料は明治一二年(一八七九)に写されたもので、近世である。この記載によれば、高岡の鋳物師は宝永年中に北陸市・越後・佐渡の七ヶ国と読み替えていることが特に注目される。こでは北陸道七ヶ国と読み替えていることが特に注目される。 こでは北陸道七ヶ国と読み替えていることが特に注目される。 北陸道七ヶ国とは周知のように、若狭・越前・加賀・能登・地陸道七ヶ国とは周知のように、若狭・越前・加賀・能登・地陸道七ヶ国とは周知のように、若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡の七ヶ国と読み替えていることが特に注目される。 この史料は明治一二年(一八七九)に写されたもので、近世末までの間に、高岡鋳物師にとっての北国筋の実質的な概念が大きく拡大されたことを示す。

拝覧したとして次のような文書を出した。 正徳四年(一七一四)一〇月二五日には、珍弘が仁安の牒を

禁襄諸司従五位上蔵人方御蔵真継刑部少輔正徳甲午年十月二十五日

珍弘朝

越中国射水郡高岡町

鋳物師北国筋惣代

宗兵衛

外四十七人 弥右衛門 (7)

にせよと述べ、宛名の肩書きとして「鋳物師北国筋惣代」としていことができない。ここでは文書の文章で鋳物師の家を再興するよう採録されておらず、真継家の中にはそれに類するような史料も見るれがこれであろう。ただし『諸国許状留一 珍弘』にはこの文書はを高岡鋳物師惣中にあてて命じた文書が存在したようであるが、そ『由緒鋳物師人名録』によれば、「正徳年中北陸道七ヶ国頭役」

正徳五年(一七一五)二月九日、喜多万右衛門に真継珍弘から鋳れた。以下、真継家が高岡の鋳物師にあてた文徴の師窓中にあてて許状を出したとある。またこの時には鋳物師窓中にあてて許状を、親弘代」には、宝暦四年(一七五四)出ている。「丙 諸国許状案 親弘代」には、宝暦四年(一七五四)出ている。「丙 諸国許状案 親弘代」には、宝暦四年(一七五四)出ている。「丙 諸国許状案 親弘代」にはれている。「丙 諸国許状案 親弘代」にはれている。「一世三五」六月に高岡の鋳物師にあてた文物師窓中にあてて「定」という、鋳物師職座法が真継家から鋳物師窓中にあてて「定」という、鋳物師職座法が真継家から寿をさった。

師職座法の写が配布された。 『諸国許状留 四 量弘』の記載から、明和七年(一七七〇)九月に高岡町の鋳物師窓中に鋳物師職許状、および文治五年(一一八八二)六月には同じ鋳物師惣中にあてて、天正た、天明元年(一七八一)六月には同じ鋳物師惣中にあてて、天正た、天明元年(一七八一)六月には同じ鋳物師惣中にあてて、天正に対して高岡の鋳物師を中に鋳物師職許状、および文治五年(一一八月に高岡町の鋳物師惣中に鋳物師職許状、および文治五年(一一八月に高岡町の鋳物師惣中に鋳物師職許、および文治五年(一十七〇)九月に高岡町の鋳物師惣中に鋳物師職許、および文治五年(一七七〇)九月に高岡町の鋳物師惣中に対している。

降は鋳物師個々に対する鋳物師職許状が、沢山出されるようになる しかしながら北国筋の頭役などを認めた文書は出ていない。 与えられ、裏菊の紋の使用が許可された。文政七年(一八二四)以 文化八年(一八一一)二月には天福元年一一月の蔵人所牒の写が

中・越後・信州・甲州鋳物師中」が宛名になっている。この宛名の灯籠についての廻章は、諸国鋳物師として「越前・加賀・能州・越 が出ている。もし高岡鋳物師が北国筋の頭役なら、北国筋はそれだ 国々を北国筋とすることはできないだろうし、その筆頭には越前国 そのような事実はない。また、ほかにもそのような文書は知られて けで独自の組織をもち、それを髙岡鋳物師が通達するはずであるが、 いない。 元治元年(一八六四)一〇月一七日付けの真継家役所からの献上

続いて同じ記載が發田実氏の提示された寛永一八年(一六四一)の 北国筋の鋳物師頭役を命じた、確実な文書は出ていない。 岡鋳物師惣中に北国筋の鋳物師頭役を申し付けた。これは正徳四年 六一五~二四)のものとされる「廻国免許下知」に、北国惣代とし て大工の矢木田三郎右衛門藤原家重と見えるのが帳簿上の初見で、 (一七一四) に再度確認された。その後真継家から高岡の鋳物師に 『諸国釜屋所』にある。その後宝永二年(一七〇五)に真継家は高 以上からすると、北国惣代は近世になって写された元和年中(一

註

- 1 飛見丈繁編『高岡鋳物師史話』五九頁(私家版・一九五四)
- 飛見丈繁編**『高岡鋳物師史話』四〇**頁
- 師史料解説!』(釜万鋳工株式会社・一九八三)が活字にしている。 喜多家の古文書については、喜多万右衛門『鋳物の年輪―髙岡鋳物

- と天皇」岩波啓店・一九八四に収録) 四巻・平凡社・一九七五、この論文は氏の著書『日本中世の非農業民 網野普彦「偽文書について―その成立と効果―」(『書の日本史』第
- 長谷進『中居鋳物史』(穴水町文化財保護専門委員会・一九七〇)

5

- 6 村内政雄「由緒鋳物師人名録」(『東京国立博物館紀要』一一号・一
- 7 家文哲と飛見丈繁氏の集められた文魯しか残っていない。 飛見丈緊編『高岡鋳物史話』五九頁、なお萬岡鋳物師の史料は喜多
- 8 学二八・二九・一九八二・一九八三)を参照していただきたい。 真継家配下鋳物師人名錄」(1·⑵ (「名古屋大学文学部研究論集」史 真継家が各地の鋳物師にあてた文醬の概略については、拙稿「近世
- 飛見丈繁編『髙岡鋳物史話』六〇頁
- ものが飛見丈繁編『高岡鋳物史話』四七頁に載っている。 『中世鋳物師史料』一九六頁、この時に与えられた文譽と思われる
- 飛見丈緊編『髙岡鋳物史話』六一頁
- 14 13 12 11 飛見丈繁編『髙岡鋳物史話』六二頁
 - 飛見丈繁編 「高岡鋳物史話」 四三頁
- 飛見丈繁編『高岡鋳物史話』一三頁

Ξ 戦国時代の真継家の動向と北国惣代

それを実効を持ちうるものにしていくことのできる力を持っていた 当時の真継家は矢木田氏に北国惣代というような役割を任命でき、 国惣代の任命ということを中心に確認してきた。それでは、実際に のだろうか。本章ではこの点について考察してみたい。 前章まで、記録や古文書から高岡鋳物師と真継家との関係を、北

元和年中(一六一五~二四)に見える。では真継家の歴史からする 先にみたように、記録だけからいうと矢木田三郎右衛門の名前は

ろうか。と、、この時期にどのような特徴を持つ行動を当主がしていたのであ

既に網野善彦氏によって明らかにされたように、長らく鋳物師支配を行ってきた新見家は戦国時代に真継家に取って代わられた。するかち新見家は長らく御蔵小舎人として鋳物師支配を続けてきたが、方面に譲った。このため有弘は天文八年(一五三九)に一旦跡職りの借財をした。このため有弘は天文八年(一五三九)に一旦跡職りの借財をした。このため有弘は天文八年(一五三九)に一旦跡職りの借財をである訴えがなされたため、久直は有弘の譲状を証拠の行動を不当とする訴えがなされたため、久直は有弘の譲状を証拠の行動を不当とする訴えがなされたため、久直は有弘の譲状を証拠の行動を不当とする訴えがなされたため、久直は有弘の譲状を証拠の行動を不当とする訴えがなされたため、久直は有弘の譲状を証拠の行動を不当とする訴えがなされたため、久直は有弘の譲状を証拠の行動を不当とする訴えがなされたが、結局久直の勝訴となった。

を行っており、偽文書も作成されたようである。
鋳物師支配の基礎が固められた。この際に久直は文書の改ざんなど中国・九州地方の鋳物師と連絡を取った。これが成功して、久直の九四八)以降は当時大きな勢力を誇っていた大内氏に働きかけて、えられる。彼の活動は富弘に勝ってから本格化し、天文一七年(一えられる。彼の活動は富弘に勝ってから本格化し、天文一七年(一えられる。彼の活動は富弘に勝ってから本格化し、天文一七年(一えられる。

いう、真継家の全国鋳物師支配の名目と、組織がある程度完成した連絡を密にした。ここに朝廷に奉公するために鋳物師を支配すると機に諸国の鋳物師に主殿寮の釜殿の湯釜を調達させて、鋳物師とのの跡式の相続を確認され、永禄九年(一五六六)には天皇即位を契へ直は永禄元年(一五五八)六月に正親町天皇から、改めて有弘

年(一五九八)六月に没した。を拡大した。久直は天正一八年(一五九〇)頃まで活動し、慶長||を拡大した。久直は天正一八年(一五九〇)頃まで活動し、慶長||といえる。その後久直は織田信長や豊臣秀吉と結び付いて、支配域

多家にある慶長七年の年貢催促状は彼の出したものである。 中課役として指燭常灯の献上、慶長六年には女院が東御所へ移るの 支配域を関東まで伸ばし、慶長三年(一五九八)には吉例による臨 師支配は久直とは血縁関係にない康綱が引き継いだ。彼は鋳物師の が支配は久直とは血縁関係にない康綱が引き継いだ。彼は鋳物師の 弘とされるが、花押からして宗弘は久直と判断される。久直の鋳物 弘とされるが、花押からして宗弘は久直と判断される。久直の鋳物

される。 される。 を対している。しかし彼の出した文書は少ない上に、鋳物師支配の内容のものがほとんど伝わっていないことから、康利は例幣使配の内容のものがほとんど伝わっていないことから、康利は例幣使の役割に力を注いで、鋳物師の出した文書は少ない上に、鋳物師支配では、幣使に任ぜられ、以後度々奉幣使を勤めた。一方鋳物師支配では、幣便に任ぜられ、以後度々奉幣使を勤めた。一方鋳物師支配では、幣便に任ぜられ、以後度々奉幣使を勤めた。一方鋳物師支配では、幣便に任ぜられ、以後度々奉幣使を勤めた。一方鋳物師支配では、幣便に任ぜられ、以後度々奉幣使を勤めた。一方鋳物師支配では、

ついての事跡はほとんど伝わっていない。は家督を相続して間も無く、他家を継いでしまった。このため彼に康利は寛永一八年(一六四一)に亡くなり、親賢が継いだが、彼

わずか三点しか知られていない。○年間も真継家の当主としてあったが、鋳物師支配に関する文替は四七)に例幣使が再興されると、以後その任にあたった。彼は約四との跡は出納河越重忠の子供の久忠が相続した。正保四年(一六

た玄弘が後を継いだ。彼は貞享元年(一六八四)に四四才で亡くな久忠は延宝六年(一六七八)に没し、彼と康利の女との間に生れ

り、経歴はほとんど伝わっていない。

極めて細々としていたにすぎなかった。こうして、康綱の没後四代にわたって真継家では鋳物師の支配を

文書を出しているのはこの理由による。

さて、このような真継家の歴史を見たうえで、矢木田氏の問題をきえてみよう。矢木田家重の名前が見える最古の史料は、「廻国免験物師支配をほとんど放棄したと推察できる。支配の実態からして康綱の鋳物師支配は慶長四年(一六一五~二四)の真継家の当主は康題なのである。また、康綱時代の文書は四〇点が知られるが、元和題なのである。また、康綱時代の文書は四〇点が知られるが、元和題なのである。また、康綱時代の文書は四〇点が知られるが、元和期であり、彼は慶長四年(一六九五)七月二九日に美濃守に任ぜらいら以後は二点しかない。つまり残存する文書の発給量からすると、康綱の鋳物師支配は慶長年中で頓挫し、それゆえに彼以降の四代も、真継家が元和年中に整った形で鋳物業の免許者を帳簿にまとめき、真継家が元和年中に整った形で鋳物業の免許者を帳簿にまとめき、真継家が元和年中に整った形で鋳物業の免許者を帳簿にまとめまる。

である。これに関係して養田実氏は「真継家文書の髙岡の項に登録次は養田氏が出された寛永一八年(一六四一)の『諸国釜屋所』

している。 している。 と述べ、当時の真継家の力が相当強かったと想定 の鋳物師と認められるようになった理由は、一体なんであるのか。 は利長が招致した矢木田三郎右衛門藤原家重という人物が当時の第 は利長が招致した矢木田三郎右衛門藤原家重という人物が当時の第 は利長が招致した矢木田三郎右衛門藤原家重という人物が当時の第 しく、真継家としてはこの矢木田を惣代に任命したのだと考えるの から が自然であろう」と述べ、当時の真継家の力が相当強かったと想定 が自然であろう」と述べ、当時の真継家の力が相当強かったと想定 が自然であろう」と述べ、当時の真継家の力が相当強かったと想定 が自然であろう」と述べ、当時の真継家の力が相当強かったと想定 している。

この可能性を強く示唆するものであろう。寛永一八年(一六四一)鋳物師支配のための活動を全くといっていいほどしていないことは、を大体止め、次の康利が例幣使としての役割を中心にして生活し、のなら、親賢がわざわざ自分の家を捨てて他家を相続する必要はなのなら、親賢がわざわざ自分の家を捨てて他家を相続する必要はなのなら、親賢がわざわざ自分の家を捨てて他家を相続する必要はないと考える。康綱が慶長年間で鋳物師支配で順調な収入があったまった。もしこの時点に真継家が鋳物師支配で順調な収入があったまった。鬼別が死んでいる。その子供の親賢は元和八年(一六二月二八日に康利が死んでいる。その子供の親賢は元和八年(一六二月二八日に康利が死んでいる。

継家文書の中にほとんど残っていないのである。たとは考えられない。事実この両人の鋳物師支配に関する文書は真に真継家が『諸国釜屋所』なる調査をし、独自に北国惣代を任命し

を負わせたとは考え難い。もしくは寛永一八年に鋳物師に自らの意志をもって北国惣代の役割もしくは寛永一八年に鋳物師に自らの意志をもって北国惣代の役割のまり、真継家の当時の状況からするならば、真継家が元和年中

Ē

- 精堂・一九八〇)四巻・平凡社・一九七七)・「鋳物師」(『講座日本の民俗』第五巻・有四巻・平凡社・一九七七)・「鋳物師」(『講座日本の民俗』第五巻・有1 網野蕃彦「偽文書についてーその成立と効用ー」(『書の日本史』第
- (『名古屋大学文学部研究論集』史学三〇号・一九八四) 2 拙稿「近世初期における真継家の真継家支配―宗弘と真継家―」
- 4 拙稿「真継康綱をめぐって」(『日本歴史』第五〇〇号・一九九〇)
- 6 拙稿「近世の鋳物師と鍛冶」(『講座・日本技術の社会史(第五巻)九八一) おいっぱん おいじょう 出稿 「三川牛久保の鋳物師と真継家」(『信濃』第三三巻第九号・一
- 史学研究』五三四号・一九八四) 「採鉱と冶金」日本評論社・一九八三)・「近世の鋳物師と真継家」(『歴6 拙稿「近世の鋳物師と鍛冶」(『講座・日本技術の社会史(第五巻)
- 家の二点の文書は含まれていない。
 拙稿「真継康綱をめぐって」、この論文の表には本稿で触れた喜多
- 8 『髙岡銅器史』二八九頁

四 鋳物師と惣代

それでは、数ヶ国にわたる惣代のような役割を真継家が負わせた

う。例はないのだろうか。次にこの視点から北国惣代の問題を見てみよ

鋳物師がいたことが文書的に知られるのである。 波郡鋳物師と射水郡鋳物師が散見する。一四世紀の末までに越中にえる。また同年七月一一日の斯波義種奉行奉書案写には、都(砺)の斯波義将内書案写の中に「越中国野市金屋鋳物師」の名前が見まず、越中の鋳物師自体から検討しよう。永和二年(一三七六)

隣である。 一方、作品の方から見たらどうなのであろうか。坪井良平氏の研 一方、作品の方から見たらどうなのであろうか。坪井良平氏の研 際である。

堂鐘に始めてその名前が見られる。思われるが、永正三年(一五〇六)になって、砺波郡般若庄毘沙門思われるが、永正三年(一五〇六)になって、砺波郡般若庄毘沙門次に新湊市の放生津には既に南北朝時代の後半に鋳物師がいたと

ある。久安は現金沢市である。
(一五一三)の白山御宝前鰐口の銘に「大工久安住人藤原重家」と守護富樫昌家曹下に山代庄内金屋鋳物師が見られる。また永正九年守護富樫昌家曹下に山代庄内金屋鋳物師が見られる。また永正九年近隣の加賀国では、至徳二年(一三八五)四月三日付けの加賀国一人で職業を独占するような体制は作られなかったのである。

有名な能登国中居(石川県穴水町)の鋳物師の作品としては石川 有名な能登国中居(石川県穴水町)の鋳物師の作品としては石川 有名な能登国中居(石川県穴水町)の鋳物師の作られたある。これより早くから文献に現われる。その最古のもの県白山神社の鐘も中居の鋳物師が鋳造した。ただし能登の鋳物師の県白山神社の鐘も中居の鋳物師が鋳造した。ただし能登の鋳物師の年頃成立した『新漢楽記』には能登金が出ている。これらは中居で年頃成立した『新漢楽記』には能登金が出ている。これらは中居で年頃成立した『新漢楽記』には能登金が出ている。これらは中居で年頃成立した『新漢楽記』には能登金が出ている。これらは中居で有名な能登国中居(石川県穴水町)の鋳物師の作品としては石川 有名な能登国中居(石川県穴水町)の鋳物師の作品としては石川

れる。 また室町時代の後半に大野市にも鋳物師が居たことが知ら郡志比庄である。さらにこれより遅れて現武生市五分市の大工が現工藤原朝臣彦左衛門吉久の手になる。新原は志比原の当て字で吉田四月一八日に鋳られた福井県丹正郡の看景寺鐘が、「新原住」の大に「越前国大工」山辺遠正」とあり、次いで大永三年(一五二三)に「越前では、丹後黒部八幡の元享四年(一三二四)に作られた鰐口越前では、丹後黒部八幡の元享四年(一三二四)に作られた鰐口

(現小浜市)の鋳物師の作品が知られるようになる。 (現小浜市)の鋳物師の作品が知られるようになる。 (3) お狭では応永四年(一三九八)になって、旧遠敷郡太良庄金屋

木田を姓とする鋳物師の活動は知られない。 本田を姓とする鋳物師の活動は知られない。 また坪井良平氏の『日本の梵鐘』などからすると、中世に矢越中の鋳物師が北陸筋に特別な権益や指導力を持っていたとはいえいのような北陸地方の鋳物師の動向からすると、戦国時代までにこのような北陸地方の鋳物師の動向からすると、戦国時代までにこのような北陸地方の鋳物師の動向からすると、戦国時代の後半、物師である。また作品は一口も残っていないが、室町時代の後半、後国蒲原郡大崎住一妙実」が鋳造している。この鋳物師は三条の鋳後国蒲原郡大崎住一妙実」が鋳造している。この鋳物師は三条の鋳を国蒲原郡大崎住一妙実」が鋳造している。この鋳物師は三条の鋳を国蒲原郡大崎住一妙実」が鋳造している。この鋳物師は三条の鋳を国蒲原郡大崎住一妙実」が

ろ越中では一国大工職は確認できない。 では一国大工職は確認できない。 では一国的な鋳物師組織と大名によるその特権保証は、いよいよ明的な供御人組織崩壊の過程で、十五世紀半は一つの時期を画していた事例はいくつか見られるが、これに関係して網野善彦氏は「中世た事例はいくつか見られるが、これに関係して網野善彦氏は「中世に事例はいくつか見られるが、これに関係して網野善彦氏は「中世に事例はいくつか見られるが、これに関係して網野善彦氏は「中世にありなり」と結論付けている。ただし目下のとこのにあるのでは一国大工職は確認できない。

で維持されていたことを示している。 「経済」とあり、九州で鋳物師組織が依然とした。 大宰府の支配者の下文によって下された。天文一八年(一五四九) 大宰府の支配者の下文によって下された。天文一八年(一五四九) 大宰府の支配者の下文によって下された。天文一八年(一五四九) 大宰府の支配者の下文によって下された。天文一八年(一五四九) 大宰府の支配者の下文によって下された。天文一八年(一五四九) 大宰府の支配者の下文によって下されたが、この鎮西鋳物師は太宰 のちに宰府鋳物師とも言われた独自 のちに宰府鋳物師とも言われた独自 のちに宰府鋳物師とも言われた独自 のちに宰府鋳物師とも言われた独自 のちに宰府鋳物師とも言われた独自 のちに宰府鋳物師とも言われた独自 のちに宰府鋳物師とも言われた独自

越の植木源兵衛には安政五年(一八五八)二月に能弘より芸美両国 代を申し付けた(2-8-2)。また、周防国古敷郡小郡柳井田の **うに高岡の鋳物師の北国惣代の役割が確認されたのも宝永二年(一** 世中期になって鋳物師の支配を再興した珍弘の代である。 ている北陸に、全体をまとめる組織ができていたと私には思えない。 きないと考えられる。そこで、各地に多くの鋳物師がいて営業をし 筆頭役の任命書が出された。 国筆頭役の任命書が出された(A1―60―8)。 安芸国安芸郡海田船 武波平兵衛には、天明五年(一七八五)七月に康寧によって防長両 七〇五)一一月二日の珍弘の代である。正徳四年(一七一四)六月 一日、真継珍弘は備中国哲多郡新見の吉田与右衛門に五ヶ国の惣 いくつかの国の惣代が真継家から付与されるようになるのは、近 既述のよ

注目される。高岡の鋳物師に対する北国惣代の任命もこの真継家の 配を拡大しようとする時に、惣代を任命する文書が出ていることは ここに見える珍弘・康寧・能弘は、いずれも近世の真継家の鋳物 (きと連動することは疑いない。

註

- 「中世鋳物師史料」二〇頁
- 同右二一頁
- 3 坪井良平『日本の梵鐘』一六〇頁(角川書店・一九七〇)
- 『中世鋳物師史料』二二頁
- 5 『日本の梵鐘』二八三頁
- 『日本の梵鐘』一九〇頁
- 長谷進「中居鋳物史」四一頁

- 『日本の梵鐘』一八三頁
- 『日本の梵鐘』二八一頁

9 8

- 『日本の梵鐘』二八三頁
- 12 11 10 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』四九五頁(岩波書店・一九 「中世鋳物師史料」 二二頁
- 八四) 同右四四七頁
- 同右四七九頁
- 「中世鋳物師史料」
- 同右二二一頁
- 17 16 15 14 13 同右一五四頁
- 採鉱と冶金』日本評論社・一九八三) 拙稿「近世の鋳物師と鍛冶」(「講座・日本技術の社会史 第五巻

お () に

物師の動向からして、元和年中(一六一五~二四)、もしくは寛永 岡の鋳物師は、真継家から北国惣代に正式に任じられたのであろう 代の役割を持っていたり、真継家によって北国惣代を新たに任命さ れたとは考えられない。それでは何故に宝永二年(一七〇五)に髙 一八年(一六四一)までに、実質として矢木田氏が北国の鋳物師惣 真継家の戦国時代から近世にかけての動き、越中および北陸の鋳

治の初めに至るまでの長期にわたり地方鋳物師を支配した」とか、 「江戸時代に入り、家康公の支配許可を背景にして、しだいに勢力 着々と固まってきたわけであるが、実質的には、室町時代頃から明 従来、真継家の鋳物師支配は「真継久直の時代から支配基盤が、 江戸初期から中期頃に最盛期をむかえるのである」、「真継

は、近世の中でも弱く、真継家が北国惣代を独自に任命する可能性で、近世の中でも弱く、真継家が北国惣代を独自に任命する可能性の代別を任命することも可能ということになってくる。恐らく惣代の役割を任命することも可能ということになってくる。恐らく次門の役割を任命することも可能ということになってくる。恐らく次門の役割を任命することも可能ということになってくる。恐らく次門期以後から幕末にかけて支配力も弱まり、しだいに衰退していた。近世の中でも弱く、真継家が北国惣代を独自に任命する可能性は、近世の中でも弱く、真継家が北国惣代を独自に任命する可能性は、近世のであるが、江東中期以後から幕末にかけて支配力も弱まり、しだいに衰退している。

べきであろう。

べきであろう。

べきであろう。

べきであろう。

た時は高岡鋳物師側で戦国時代から持ち伝えた仁安の牒を出し、こ提出して見てもらうのが普通である。正徳四年に鋳物師職許状を得鋳物師の側では自分たちがそれだけの家柄だという由緒を真継家に鋳物師の要求に従って真継家が与えた可能性が高い。こうした時、ということになると、宝永二年の北国惣代という役割も、高岡のということになると、宝永二年の北国惣代という役割も、高岡の

安政四年(一八五七)に真継則能が書いた『鋳物師記』

によれば、

臣の家はつながっていないのである。

ಕ್ಕ

支配を改めて始めたばかりの珍弘の初期ではそうであったと考えらけるで、全国の鋳物師の側で自分の家の古さなどを誇る証拠の文書を出してい人数で、全国の鋳物師に連絡を取り、許状などの文書を出してい人数で、全国の鋳物師に連絡を取り、許状などの文書を出してい人数で、全国の鋳物師に連絡を取り、許状などの文書を出していい人数で、全国の鋳物師に連絡を取り、許状などの文書を出していたの役人を雇っていて、家に従う家臣を持っていない。数代にわたって真継家の鋳物師支配のための専門の家来が居なかったようである。うな者、鋳物師支配のための専門の家来が居なかったようである。うな者、鋳物師支配のが実際のところであったと考えらい人数で、会国の鋳物師で直径の表表にある。

配はこの程度のものであると認識すべきであろう。真継家の鋳物師配のための文書、その権威に目を奪われがちなのであるが、その支を真継家は取ることができると理解されがちであるが、真継家にはを真継家は取ることができると理解されがちであるが、真継家にはもし高岡鋳物師に従わない者があった場合には、何らかの制裁措置もは高岡鋳物師に従わない者があった場合には、何らかの制裁措置

であり、真継家の絶対的な力のもとに組織されたのではないのであ支配は、むしろ鋳物師の側の要求に沿うような形で形成されたもの

主張しているように理解される。しかし、それが強い主張にならな 物師支配にあった井上平兵衛にかかわるものかもしれない。養田氏 この史料は「平兵衛所持也」とあるので、真継家の最後の時期に鋳 たが、それを見ると「仁安本紙宝永十一二月、北国頭役ノ下知状有、 名な中川家が所蔵していた『諸国鋳物師文化以前名前写』を複写し 意味を持つのであろうか、坪井良平氏は伊勢桑名の鋳物師として有 団としての鋳物業のあり方とも関係する。 持たなかったので、髙岡鋳物師全体として矢木田三郎右衛門と北野 高岡鋳物師の筆頭としての立場を得られたはずであるが、それもし 能性がある。また、 ように大工北野弥右衛門藤原国光は喜多万右衛門の家で主張した可 故に、宝永二年に高岡鋳物師惣中として認められたのである。同じ る。この北国惣代の肩書きは髙岡鋳物師全体が持ちたがっていたが かったのは、金森氏が北国惣代を独占していないことで明らかであ からすると、これは金森家が矢木田氏の子孫、もしくは関係者だと が写真であげた井上史料の記載もこれによく似ている。ほかの箇所(⑤) 矢木田三郎右衛門」という記載は、 弥右衛門の名跡を共有したのであろう。この点北陸などにおける集 てはいない。髙岡の場合には一つの家が強大な力を持つという形を それならば、高岡の鋳物師の場合、矢木田氏の問題はどのような 喜多家では康綱などの文書をうまく利用すれば、 金森弥右衛門の上にきている。

物師の新参者だった。この高岡の鋳物師たちが広い範囲にわたってにはその後も鋳物師が居住しており、いわば高岡鋳物師は北陸の鋳高岡鋳物師は朡長一六(一六一一)に西部かち移って来た。西部

圏も拡大させた可能性がある。 圏も拡大させた可能性がある。 圏も拡大させた可能性がある。 圏も拡大させた可能性がある。 圏も拡大させた可能性がある。 圏も拡大させた可能性がある。 圏も拡大させた可能性がある。

であろう。師の動きをみて、鋳物師職許状による鋳物師支配へと突き進んだのに大きく寄与したことになる。逆に真継家としてはこのような鋳物もしそうだとすると、この策は近世における高岡の鋳物師の発展

を洗い出していかなくてはならないだろう。ことだった。それだけに今後このような地域における鋳物師の動き真継家にとっても宝永二年の北国惣代の確認は、大きな意味のあるこのように考えることができるならば、高岡鋳物師にとっても、

註

ン・中川弘泰「近世鋳物師社会の構造」四七頁(近藤出版社・一九八年川弘泰「近世鋳物師社会の構造」四七頁(近藤出版社・一九八年)

2 同右四九頁

1

- 3 同右一〇〇頁
- 濃」第四三巻一○号・第四四巻二号一九九一・一九九二)──拙稿「真継家の関八州鋳物師取り調べ役をめぐって」⑴・⑵ -
- 「高岡銅器史」二八六頁

5

付記

末筆ながら深謝する。 本稿執筆にあたっては、相木芳彦氏と喜多万右衛門のお世話になった。